

○ 国立大学法人筑波技術大学年俸制適用職員給与規程

〔平成18年3月16日〕
規程第13号

最終改正 平成23年3月30日規程第11号

国立大学法人筑波技術大学年俸制適用職員給与規程

(趣旨)

第1条 国立大学法人筑波技術大学に勤務する年俸制の適用を受ける職員（以下「年俸制適用職員」という。）の給与に関する事項は、この規程の定めるところによる。

(対象者)

第2条 年俸制適用職員は、国立大学法人筑波技術大学任期付教育職員の任期等に関する規程（平成18年規程第12号）第2条各号に規定する教育職員とする。

(給与)

第3条 年俸制適用職員の給与は、次条に定める基本年俸と諸手当とする。

2 前項の諸手当は、時間外勤務手当、休日給及び夜勤手当とする。

3 年俸制適用職員の基本月額（以下「俸給」という。）は、基本年俸の12分の1とする。

(基本年俸)

第4条 基本年俸の額は、年俸制適用職員の学歴、研究歴、業績及び予算等を勘案して、その都度、学長が決定する。

(給与の支払)

第5条 年俸制適用職員の給与は、国立大学法人筑波技術大学職員給与規程（平成17年規程第46号）第3条の規定に準じて支給する。

(給与の支給日)

第6条 俸給は、その月の毎月17日（以下「支給日」という。）に、諸手当は、その月の分を翌月の支給日に支給する。ただし、支給日が日曜日に当たるときは、15日（15日が休日に当たるときは、18日）、その日が土曜日に当たるときは、16日に支給する。

(時間外勤務手当)

第7条 所定の勤務日（次条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。）に所定の勤務時間以外の時間における勤務（以下「時間外勤務」という。）を命じられた年俸制適用職員には、時間外勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第10条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の125（その勤務が午後10時から翌日の午前5時まで（以下「深夜」という。）において行われた場合は、100分の150）を時間外勤務手当として支給する。

2 前項の規定にかかわらず、時間外勤務した時間と国立大学法人筑波技術大学職員の勤務時間・休日・休暇に関する規程（以下「勤務時間等に関する規程」という。）第13条に規定する休日（勤務時間等規程第14条の規定により振替られた休日を含む。）に業務上の必要により勤務（以下「休日勤務」という。）した時間の合計が1ヶ月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて時間外勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第10条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の150（その勤務が深夜において

行われた場合は、100分の175)を時間外勤務手当として支給する。

(休日給)

第8条 休日勤務を命じられた年俸制適用職員には、勤務を命じられた全時間に対して、勤務1時間につき、第10条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135(その勤務が深夜において行われた場合は、100分の160)を休日給として支給する。

2 前項の規定にかかわらず、時間外勤務した時間と休日勤務した時間の合計が1ヶ月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて休日勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第10条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の150(その勤務が深夜において行われた場合は、100分の175)を休日給として支給する。

(夜勤手当)

第9条 年俸制適用職員が深夜に勤務した場合は、その勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する(第7条及び前条の規定により時間外勤務手当又は休日給が支給されることとなる場合を除く。)

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第10条 第7条から前条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給を155で除して得た額とする。

(休職時の給与)

第11条 年俸制適用職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、国立大学法人筑波技術大学職員就業規則(平成17年規則第5号。以下「就業規則」という。)第14条第1項第1号の規定による休職(以下この条において「病気休職」という。)にされたときは、その休職期間中、給与の全額(労働基準法(昭和22年法律第49号)第76条による休業補償及び労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災法」という。)第14条による休業補償給付を受ける額に相当する額を除く額)を支給する。

2 年俸制適用職員が前項以外の心身の故障により、病気休職にされたときは、その休職期間が満1年に達するまでは、俸給の100分の80を支給することができる。

3 年俸制適用職員が刑事事件に関し起訴され、就業規則第14条第1項第2号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中、俸給の100分の60以内を支給することができる。

4 年俸制適用職員が就業規則第14条第1項第3号の規定に該当し休職にされたときはその休職の期間中、俸給の100分の70以内(業務上の災害若しくは労災法第7条第2項に規定する通勤による災害を受けたと認められるときは、100分の100以内)を支給することができる。

5 年俸制適用職員が就業規則第14条第1項第4号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中、俸給の100分の70以内を支給することができる。

6 年俸制適用職員が就業規則第14条第1項第5号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中、俸給の100分の100以内を支給することができる。

7 休職された年俸制適用職員には、他の規則に別段の定めがない限り、前項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

(育児休業等の給与)

第12条 国立大学法人筑波技術大学職員の育児休業等に関する規程(平成17年規程第51

号)により育児休業等をする年俸制適用職員の給与については、次に定めるとおりとする。

(1) 育児休業をしている期間については、給与を支給しないこと。

(2) 育児時間の承認を受けて勤務しない場合には、第14条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第10条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給すること。

(介護休業者の給与)

第13条 国立大学法人筑波技術大学職員の介護休業等に関する規程(平成17年規程第52号)により介護休業等をする年俸制適用職員の給与については、次に定めるとおりとする。

(1) 介護休業をしている期間については、給与を支給しないこと。

(2) 部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、第14条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第10条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給すること。

(給与の減額)

第14条 年俸制適用職員が勤務しないときは、休暇の場合、その他その勤務しないことにつき特に承認があった場合を除き、第10条に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

(俸給の半減等)

第15条 前条の規定にかかわらず、年俸制適用職員が負傷(業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。)若しくは疾病(業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。)に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、俸給の半額を減ずる。

2 前項の規定により俸給の半額を減ずる期間が1年を超える場合は、超えることとなる当該病気休暇又は当該措置に係る期間については、給与は支給しない。

(日割計算等)

第16条 新たに年俸制適用職員となった者には、その日から給与を支給する。

2 年俸制適用職員が退職し、又は解雇された場合には、その日までの給与を支給する。

3 年俸制適用職員が死亡により退職した場合には、その月までの給与を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により、給与を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日までの支給するとき以外のときは、その給与額は、その月の現日数から休日を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数計算)

第17条 第10条に規定する勤務時間1時間当たりの給与の額を算定する場合においてその額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第18条 この規程により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切

り捨てるものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年7月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。